

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	115 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	108 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

茨城国民年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和60年10月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、時期は記憶に無いが、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間①の直前である昭和60年8月及び同年9月の国民年金保険料を61年10月8日に過年度納付し、申立期間①の直後である61年4月及び同年5月の保険料を同年4月28日に現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②の前後の期間について、それぞれ国民年金保険料を現年度納付している上、申立人には、昭和63年7月5日に、過年度保険料に係る納付書が発行されたことが確認でき、この時点において時効未到来である申立期間②について、過年度納付することは可能であることから、これを納付しなかったとは考え難い。

さらに、両申立期間は、それぞれ6か月と短期間であり、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を

全て納付している

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。昭和46年にA市区町村役場B事務所で国民年金の加入手続きを行い、保険料については、私の夫の分と一緒に、定期的に同事務所又は郵便局で納付していたので、申立期間の保険料も納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の国民年金手帳発行日及び申立人に係る国民年金被保険者台帳に記載された手帳交付年月日から昭和46年11月頃と考えられ、申立人は、同年4月から同年12月までの保険料を、申立期間内の47年2月10日に納付し、申立期間直後の47年4月から6月までの保険料を同年6月16日に納付したことを示す「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」を所持しており、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人及び申立人の夫は、申立期間前後の保険料を同様に納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期である上、申立人は、昭和46年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、同年4月から60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで、申立期間を除き保険料を全て納付している。

さらに、申立人の夫は、C職として働いており、申立期間の前後において、

収入に大きな変化は見られないことから、国民年金保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年12月まで
② 昭和51年6月から同年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和43年4月から44年12月までの期間及び51年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間①当時、私は、A社という会社の寮に住み込みで働いていたが、B市区町村の職員が国民年金保険料を集金に来ていたので、必ず納付していた。また、申立期間②当時は、独立したばかりで仕事が忙しかったので、後からまとめて納付した。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、B市区町村から督促状が来たので、申立人の妻と共に同市区町村役場へ行き、当該保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間②と同期間の保険料が納付されている。

また、オンライン記録により、昭和63年1月29日に、申立期間②直後の52年1月から53年3月までの記録が追加されていることが確認できることから、申立期間②当時の記録管理に瑕疵が認められる。

一方、申立人は、申立期間①当時、勤務していたA社の寮に居住しており、経理担当であった当時の同社社長の妻が事情を承知していると主張しているが、当該経理担当は、B市区町村の職員が国民年金保険料の集金に来ていた

ことは事実であるが、申立人の保険料の納付の有無については承知していないと証言している。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。私の妻が、昭和46年にA市区町村役場B事務所で国民年金の加入手続きを行い、保険料については、私の分と一緒に、定期的に同事務所又は郵便局で納付していたので、申立期間の保険料も納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、昭和46年4月から同年12月までの申立人の保険料を、申立期間内の47年2月10日に納付し、申立期間直後の47年4月から6月までの保険料を同年6月16日に納付したことを示す「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」を所持しており、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人及び申立人の妻は、申立期間前後の保険料を同様に納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期である上、申立人は、昭和46年4月から60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで、申立期間を除き保険料を全て納付している。

さらに、申立人はC職として働いており、申立期間の前後において、収入に大きな変化は見られないことから、国民年金保険料を納付する資力はあつ

たものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和49年から50年頃までに、国民年金の加入手続を行い、申立期間については、A市区町村役場において、53年2月28日に、昭和52年度分の保険料を一括納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間直前の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を同年11月1日に過年度納付し、申立期間直後の53年1月から同年3月までの保険料を同年2月28日に現年度納付していることが確認でき、この時期において納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和52年度の各月欄においては、53年1月から同年3月までの保険料が納付となっているものの、当該進達欄においては、納付月数「12」となっていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和53年当時、申立人の夫はB社に勤務しており、生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年11月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和54年7月に国民年金に加入後、現在まで一度も未納なく納付してきた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の平成2年4月から同年7月までの期間及び3年4月以降の国民年金保険料を現年度納付していることから、その間において納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料について全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年3月まで

私の父が申立期間の国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に領収印も押されているが、ねんきん特別便では保険料の納付事実が確認できなかった。

このことについて、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、平成21年4月になって、申立期間については、国民年金保険料の納付事実が確認できるものの、国民年金被保険者資格が無いことを理由に、保険料を還付するとの回答を得た。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付され、保険料を納付していない記録となることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間の保険料について、現年度納付していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和36年9月*日にA共済組合員（当時）であった者と婚姻したことにより、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、申立人は、昭和36年度の保険料を納期限内に定期的に納付しているが37年度以降納付が途切れていること、及び申立期間の保険料は、当該資格喪失処理に伴い速やかに還付の手続を行うべきところ、オンライン記録によれば、平成21年4月3日まで還付の手続が行われた事実は確認できないことから、申立人の父が申立人の国民年金被保険者資格の喪失の届出を37年4月に行った可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、昭和43年10月から45年7月までに係る標準報酬月額を3万円、同年8月から46年7月までに係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から46年8月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和43年10月1日から46年8月1日までの期間における標準報酬月額が私の所持している給与明細書における支給額と大きく相違していることが判明した。
申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録を厚生年金保険料の控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立期間のうち、昭和45年6月から46年7月までの期間における給与総支給額及び厚生年金保険料控除額は、それぞれオンライン記録における標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人から提出された給与明細書は、当時、A社で発行されたものに間違いのない旨の回答が得られた。

さらに、B年金基金に照会したところ、「基金掛金情報」(写)が提出され、昭和43年10月から45年7月までの標準報酬月額が3万円、同年8月から46年7月までの標準報酬月額が4万8,000円であることが確認できるほか、当時の社会保険事務所への届出書は複写式で行っていた旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の昭和43年10月から45年7月までに係る標準報酬月額記録を3万円に、同年8月から46年7月までに係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、63万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社から、平成15年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所(当時)に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、63万9,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、63万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月1日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、103万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社から、平成15年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、103万8,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、103万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月1日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社から、平成15年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、7万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月1日

に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社から、平成15年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、46万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月1日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会

保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

A社から、平成15年12月に支給された賞与に係る届出について、同社が社会保険事務所（当時）に提出していなかったため、当該賞与に係る記録が反映されていない旨の連絡を受けた。会社から提出された賞与明細一覧表から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、35万5,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、35万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めた上で、

当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 8 月 1 日に申立期間に係る賞与支払届を年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、49万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、49万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月23日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が賞与支給額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準賞与額を超える賞与額が支給されていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかった旨を認め

ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については77万円、同年12月10日については68万4,000円、16年6月25日については72万7,000円、同年12月10日については79万8,000円、17年6月24日については74万3,000円、同年12月9日については82万9,000円、18年6月23日については83万1,000円、同年12月8日については91万7,000円、19年6月25日については84万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については77万円、同年12月10日については68万4,000円、16年6月25日については72万7,000円、同年12月10日については79万8,000円、17年6月24日については74万3,000円、同年12月9日については82万9,000円、18年6月23日については83万1,000円、同年12月8日については91万7,000円、19年6月25日については84万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年6月25日については69万7,000円、同年12月10日については76万5,000円、17年6月24日については71万5,000円、同年12月9日については78万円、18年6月23日については79万4,000円、同年12月8日については86万9,000円、19年6月25日については79万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月25日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月24日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認で

きるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 6 月 25 日については 69 万 7,000 円、同年 12 月 10 日については 76 万 5,000 円、17 年 6 月 24 日については 71 万 5,000 円、同年 12 月 9 日については 78 万円、18 年 6 月 23 日については 79 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 86 万 9,000 円、19 年 6 月 25 日については 79 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については57万5,000円、同年12月8日については62万8,000円、19年6月25日については57万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については57万5,000円、同年12月8日については62万8,000円、19年6月25日については57万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については64万8,000円、同年12月8日については70万9,000円、19年6月25日については65万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については64万8,000円、同年12月8日については70万9,000円、19年6月25日については65万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については50万9,000円、同年12月10日については46万8,000円、16年6月25日については48万7,000円、同年12月10日については55万2,000円、17年6月24日については52万円、同年12月9日については58万4,000円、18年6月23日については54万5,000円、同年12月8日については59万8,000円、19年6月25日については63万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については50万9,000円、同年12月10日については46万8,000円、16年6月25日については48万7,000円、同年12月10日については55万2,000円、17年6月24日については52万円、同年12月9日については58万4,000円、18年6月23日については54万5,000円、同年12月8日については59万8,000円、19年6月25日については63万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については54万5,000円、同年12月8日については59万7,000円、19年6月25日については55万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については54万5,000円、同年12月8日については59万7,000円、19年6月25日については55万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については47万1,000円、同年12月10日については41万9,000円、16年6月25日については44万6,000円、同年12月10日については48万8,000円、17年6月24日については48万5,000円、同年12月9日については52万8,000円、18年6月23日については50万5,000円、同年12月8日については55万2,000円、19年6月25日については51万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については47万1,000円、同年12月10日については41万9,000円、16年6月25日については44万6,000円、同年12月10日については48万8,000円、17年6月24日については48万5,000円、同年12月9日については52万8,000円、18年6月23日については50万5,000円、同年12月8日については55万2,000円、19年6月25日については51万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については43万1,000円、同年12月8日については47万1,000円、19年6月25日については45万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については43万1,000円、同年12月8日については47万1,000円、19年6月25日については45万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については43万9,000円、同年12月8日については48万円、19年6月25日については44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については43万9,000円、同年12月8日については48万円、19年6月25日については44万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については38万2,000円、同年12月8日については43万4,000円、19年6月25日については40万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については38万2,000円、同年12月8日については43万4,000円、19年6月25日については40万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年6月25日については12万9,000円、同年12月10日については41万1,000円、17年6月24日については39万円、同年12月9日については42万5,000円、18年6月23日については40万6,000円、同年12月8日については44万4,000円、19年6月25日については41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月25日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月24日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認で

きるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 6 月 25 日については 12 万 9,000 円、同年 12 月 10 日については 41 万 1,000 円、17 年 6 月 24 日については 39 万円、同年 12 月 9 日については 42 万 5,000 円、18 年 6 月 23 日については 40 万 6,000 円、同年 12 月 8 日については 44 万 4,000 円、19 年 6 月 25 日については 41 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については35万1,000円、同年12月10日については31万4,000円、16年6月25日については35万2,000円、同年12月10日については38万6,000円、17年6月24日については39万円、同年12月9日については42万5,000円、18年6月23日については40万6,000円、同年12月8日については44万4,000円、19年6月25日については41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については35万1,000円、同年12月10日については31万4,000円、16年6月25日については35万2,000円、同年12月10日については38万6,000円、17年6月24日については39万円、同年12月9日については42万5,000円、18年6月23日については40万6,000円、同年12月8日については44万4,000円、19年6月25日については41万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については42万円、同年12月8日については45万9,000円、19年6月25日については42万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については42万円、同年12月8日については45万9,000円、19年6月25日については42万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年6月25日については4万2,000円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については11万2,000円、同年12月9日については37万円、18年6月23日については36万4,000円、同年12月8日については39万8,000円、19年6月25日については37万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月25日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月24日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認で

きるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 6 月 25 日については 4 万 2,000 円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 11 万 2,000 円、同年 12 月 9 日については 37 万円、18 年 6 月 23 日については 36 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 39 万 8,000 円、19 年 6 月 25 日については 37 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万9,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万5,000円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万7,000円、18年6月23日については48万3,000円、同年12月8日については52万8,000円、19年6月25日については48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万9,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万5,000円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万7,000円、18年6月23日については48万3,000円、同年12月8日については52万8,000円、19年6月25日については48万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については43万7,000円、同年12月10日については39万1,000円、16年6月25日については41万5,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については42万3,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万6,000円、同年12月8日については47万7,000円、19年6月25日については43万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については43万7,000円、同年12月10日については39万1,000円、16年6月25日については41万5,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については42万3,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万6,000円、同年12月8日については47万7,000円、19年6月25日については43万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については52万3,000円、同年12月10日については46万9,000円、16年6月25日については48万8,000円、同年12月10日については53万9,000円、17年6月24日については49万2,000円、同年12月9日については53万9,000円、18年6月23日については50万円、同年12月8日については54万6,000円、19年6月25日については50万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については52万3,000円、同年12月10日については46万9,000円、16年6月25日については48万8,000円、同年12月10日については53万9,000円、17年6月24日については49万2,000円、同年12月9日については53万9,000円、18年6月23日については50万円、同年12月8日については54万6,000円、19年6月25日については50万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については45万7,000円、同年12月10日については40万7,000円、16年6月25日については43万1,000円、同年12月10日については47万2,000円、17年6月24日については43万7,000円、同年12月9日については47万6,000円、18年6月23日については44万7,000円、同年12月8日については48万9,000円、19年6月25日については45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については45万7,000円、同年12月10日については40万7,000円、16年6月25日については43万1,000円、同年12月10日については47万2,000円、17年6月24日については43万7,000円、同年12月9日については47万6,000円、18年6月23日については44万7,000円、同年12月8日については48万9,000円、19年6月25日については45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については42万7,000円、同年12月10日については38万2,000円、16年6月25日については40万6,000円、同年12月10日については44万4,000円、17年6月24日については41万5,000円、同年12月9日については45万2,000円、18年6月23日については45万3,000円、同年12月8日については49万7,000円、19年6月25日については45万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については42万7,000円、同年12月10日については38万2,000円、16年6月25日については40万6,000円、同年12月10日については44万4,000円、17年6月24日については41万5,000円、同年12月9日については45万2,000円、18年6月23日については45万3,000円、同年12月8日については49万7,000円、19年6月25日については45万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については55万7,000円、同年12月10日については50万3,000円、16年6月25日については52万4,000円、同年12月10日については58万2,000円、17年6月24日については53万2,000円、同年12月9日については58万6,000円、18年6月23日については54万7,000円、同年12月8日については59万8,000円、19年6月25日については54万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については55万7,000円、同年12月10日については50万3,000円、16年6月25日については52万4,000円、同年12月10日については58万2,000円、17年6月24日については53万2,000円、同年12月9日については58万6,000円、18年6月23日については54万7,000円、同年12月8日については59万8,000円、19年6月25日については54万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については51万3,000円、同年12月10日については45万7,000円、16年6月25日については48万円、同年12月10日については52万5,000円、17年6月24日については48万4,000円、同年12月9日については52万7,000円、18年6月23日については49万3,000円、同年12月8日については53万9,000円、19年6月25日については49万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については51万3,000円、同年12月10日については45万7,000円、16年6月25日については48万円、同年12月10日については52万5,000円、17年6月24日については48万4,000円、同年12月9日については52万7,000円、18年6月23日については49万3,000円、同年12月8日については53万9,000円、19年6月25日については49万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については48万6,000円、同年12月10日については43万2,000円、16年6月25日については45万6,000円、同年12月10日については49万9,000円、17年6月24日については46万1,000円、同年12月9日については50万2,000円、18年6月23日については47万1,000円、同年12月8日については51万5,000円、19年6月25日については47万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については48万6,000円、同年12月10日については43万2,000円、16年6月25日については45万6,000円、同年12月10日については49万9,000円、17年6月24日については46万1,000円、同年12月9日については50万2,000円、18年6月23日については47万1,000円、同年12月8日については51万5,000円、19年6月25日については47万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については11万9,000円、16年6月25日については40万6,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については41万5,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万1,000円、同年12月8日については47万1,000円、19年6月25日については43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については11万9,000円、16年6月25日については40万6,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については41万5,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万1,000円、同年12月8日については47万1,000円、19年6月25日については43万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年6月24日については4万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月24日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年6月24日については4万

4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日については5万円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月23日
⑤ 平成18年12月8日
⑥ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日については5万円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については5万3,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年6月23日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期

間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 25 日については 7 万円、16 年 6 月 25 日については 7 万円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万円、同年 12 月 9 日については 8 万 4,000 円、18 年 6 月 23 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 5 万 3,000 円、19 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 25 日については 7 万円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、16 年 6 月 25 日については 7 万円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 9 日については 8 万 9,000 円、18 年 6 月 23 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 8 万 9,000 円、19 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日については2万5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年6月23日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期

間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 10 日については 2 万 5,000 円、16 年 6 月 25 日については 7 万円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万円、同年 12 月 9 日については 8 万 4,000 円、18 年 6 月 23 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 8 万 9,000 円、19 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和42年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年6月24日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については9万2,000円、同年12月8日については12万円、19年6月25日については10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については9万2,000円、同年12月8日については12万円、19年6月25日については10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については8万円、同年12月8日については12万円、19年6月25日については10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については8万円、同年12月8日については12万円、19年6月25日については10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日については7万2,000円、19年6月25日については10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日については7万2,000円、19年6月25日については10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万4,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万2,000円、18年6月23日については48万円、同年12月8日については52万5,000円、19年6月25日については48万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万4,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万2,000円、18年6月23日については48万円、同年12月8日については52万5,000円、19年6月25日については48万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、80万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月25日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、80万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、49万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 25 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、49万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については50万6,000円、同年12月10日については45万円、16年6月25日については47万4,000円、同年12月10日については52万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については50万6,000円、同年12月10日については45万円、16年6月25日については47

万4,000円、同年12月10日については52万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 25 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については4万2,000円、同年12月10日については8万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については4万2,000円、同年12月10日については8万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、4万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月25日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日については2万5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日については2万5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万

4,000円、17年6月24日については7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日については2万5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日
⑤ 平成17年12月9日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日については2万

5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万7,000円、同年12月10日については9万3,000円、16年6月25日については7万7,000円、同年12月10日については9万3,000円、17年6月24日については7万7,000円、同年12月9日については9万3,000円、18年6月23日については9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認で

きるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 25 日については 7 万 7,000 円、同年 12 月 10 日については 9 万 3,000 円、16 年 6 月 25 日については 7 万 7,000 円、同年 12 月 10 日については 9 万 3,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万 7,000 円、同年 12 月 9 日については 9 万 3,000 円、18 年 6 月 23 日については 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については36万2,000円、同年12月10日については33万3,000円、16年6月25日については35万8,000円、同年12月10日については40万8,000円、17年6月24日については38万6,000円、同年12月9日については43万7,000円、18年6月23日については39万7,000円、同年12月8日については43万4,000円、19年6月25日については40万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については36万2,000円、同年12月10日については33万3,000円、16年6月25日については35万8,000円、同年12月10日については40万8,000円、17年6月24日については38万6,000円、同年12月9日については43万7,000円、18年6月23日については39万7,000円、同年12月8日については43万4,000円、19年6月25日については40万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万4,000円、16年6月25日については4万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、17年6月24日については7万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年6月23日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期

間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円、16 年 6 月 25 日については 4 万 4,000 円、同年 12 月 10 日については 8 万 9,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 9 日については 8 万 9,000 円、18 年 6 月 23 日については 9 万円、同年 12 月 8 日については 10 万 8,000 円、19 年 6 月 25 日については 9 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年6月25日については4万2,000円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月25日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月24日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていること

が確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 6 月 25 日については 4 万 2,000 円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万円、同年 12 月 9 日については 8 万 4,000 円、18 年 6 月 23 日については 9 万円、同年 12 月 8 日については 10 万 8,000 円、19 年 6 月 25 日については 9 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、16年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、17年6月24日については7万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については9万円、同年12月8日については10万8,000円、19年6月25日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 10 日については 8 万 9,000 円、16 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 10 日については 8 万 9,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 9 日については 8 万 9,000 円、18 年 6 月 23 日については 9 万円、同年 12 月 8 日については 10 万 8,000 円、19 年 6 月 25 日については 9 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については4万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、16年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、17年6月24日については7万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については4万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、16年6月25日については7万4,000円、同年12月10日については8万9,000円、17年6月24日については7万4,000円、同年12月9日については8万9,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万9,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万5,000円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万7,000円、18年6月23日については48万3,000円、同年12月8日については52万8,000円、19年6月25日については48万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については49万8,000円、同年12月10日については44万9,000円、16年6月25日については46万6,000円、同年12月10日については51万5,000円、17年6月24日については47万1,000円、同年12月9日については51万7,000円、18年6月23日については48万3,000円、同年12月8日については52万8,000円、19年6月25日については48万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については61万6,000円、同年12月8日については67万4,000円、19年6月25日については61万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については61万6,000円、同年12月8日については67万4,000円、19年6月25日については61万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日については43万7,000円、同年12月10日については39万1,000円、16年6月25日については41万5,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については42万3,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万6,000円、同年12月8日については47万7,000円、19年6月25日については43万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月24日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年6月23日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月25日については43万7,000円、同年12月10日については39万1,000円、16年6月25日については41万5,000円、同年12月10日については45万5,000円、17年6月24日については42万3,000円、同年12月9日については46万1,000円、18年6月23日については43万6,000円、同年12月8日については47万7,000円、19年6月25日については43万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については7万7,000円、同年12月8日については9万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については7万7,000円、同年12月8日については9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日については2万5,000円、16年6月25日については7万円、同年12月10日については8万4,000円、17年6月24日については7万円、同年12月9日については8万4,000円、18年6月23日については7万4,000円、同年12月8日については8万9,000円、19年6月25日については7万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年6月24日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年6月23日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期

間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 10 日については 2 万 5,000 円、16 年 6 月 25 日については 7 万円、同年 12 月 10 日については 8 万 4,000 円、17 年 6 月 24 日については 7 万円、同年 12 月 9 日については 8 万 4,000 円、18 年 6 月 23 日については 7 万 4,000 円、同年 12 月 8 日については 8 万 9,000 円、19 年 6 月 25 日については 7 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、2万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における両申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、両申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日については2万7,000円、19年6月25日については7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、両申立期間に係る標準賞与額に

基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年6月23日については8万8,000円、同年12月8日については7万9,000円、19年6月25日については6万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月25日

ねんきん定期便により、A社における全ての申立期間の賞与の記録が実際に支給された賞与額と相違していることが判明した。A社から提出された資料に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、各申立期間において、オンライン記録を超える賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日については8万8,000円、同年12月8日については7万9,000円、19年6月25日については6万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払額を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年9月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和48年12月から51年9月までの国民年金保険料が未納となっていた。
申立期間については、私の母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む20歳から25歳頃までの保険料を後から分割して納付した。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月9日に、A社会保険事務所(当時)からB市区町村に払い出されたものであり、申立人に払い出されたのは同日以降であることから、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む20歳から25歳頃までの保険料を後から分割して納付したと主張しているが、申立人の母は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和44年4月から45年12月までの保険料については、還付することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年12月まで

私は、昭和47年に国民年金に加入し、36年4月から45年12月までの保険料を、第2回の特例納付期間に、私の夫が自身の同期間の保険料と一緒に特例納付したはずであったが、51年にA市区町村から、加入期間不足により、このままでは将来、年金が受給できなくなる旨の連絡があったため、不本意ながら、44年4月から45年12月までの不足になる期間の保険料を、第3回の特例納付期間に、再度、特例納付した。

しかし、年金事務所に年金記録の照会をしたところ、第2回の特例納付期間内に納付したはずの申立期間①が未納となっていること、及び第2回と第3回の特例納付期間に申立期間②の国民年金保険料を二重に納付させられたことについて、改めて不満が募った。

このため、未納となっている申立期間①の記録を訂正するとともに、国民年金保険料を二重に特例納付させられた申立期間②の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から45年12月までの国民年金保険料を、第2回の特例納付期間において、申立人の夫が自身の同期間の保険料と一緒に、特例納付したはずだと主張しており、申立人の夫については、主張どおりの記録が確認できる。

また、60 歳到達時に年金受給資格を満たすことができない申立人が、高齢者任意加入制度創設以前の第 2 回の特例納付期間において、不足する期間の保険料を特例納付しなかったことについては疑念が残る。

しかし、A 市区町村から昭和 51 年 9 月 10 日付けの「国民年金資格期間の不足について」とするハガキを受け取り、特例納付したはずの期間が未納となっていることを知ったが、「不本意ながら」第 3 回の特例納付期間において、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は、第 2 回の特例納付期間からまだ間が無く、この時点で、保管されていた可能性が高い領収証及び確定申告書控えの確認や、異議申立等特段の措置を講じることによって、自らの主張の正しさを立証できる可能性があったことを考えると、不自然である。

また、申立人は、当該特例納付保険料の金額についての記憶があいまいであり、実際に保険料を納付したとされる申立人の夫からも納付状況についての具体的な証言が得られなかった。

さらに、口頭意見陳述においても、申立人及び申立人の夫からは、当時の状況について、新たな事実等は確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、44 年 4 月から 45 年 12 月までの期間の保険料を還付することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで
年金事務所に納付記録について照会したところ、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、正確な納付時期は記憶にないが、A市区町村職員が自宅に来て、過去の未納分の保険料を支払ってほしいと催促されたので、後日、妻が私と妻の未納だった保険料をすべて納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明としながらも、それまで未納であった保険料を妻の未納保険料と合わせて一括して納付したと主張しているが、申立人と妻の納付記録によれば、申請免除期間であった昭和60年2月から61年3月までの保険料を平成4年1月24日に追納した記録は確認できるが、この時点で、申請免除期間となっていない申立期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、妻と同時期に一括で納付したと主張しているが、申立人の妻も申立期間と同一の期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、妻の保険料と合わせて60万円ないし90万円を納付したと主張しているが、仮に、申立人が申立期間の保険料を申立期間直前の追納保険料と同時に納付した場合の金額は約35万円であり、申立人が主張する金額と大きく乖離^{かいり}する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は他界して

おり、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 26 日から 41 年 1 月 16 日まで
日本年金機構から届いた確認はがきにより、A社B工場に勤務していた昭和 37 年 2 月 26 日から 41 年 1 月 16 日までの期間について、41 年 5 月 12 日に脱退手当金が支給済みであることが分かった。私は、脱退手当金を受け取った記憶はなく、当該脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額についても計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 41 年 1 月 16 日にA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後、48 年 4 月まで、その大半が国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、国民年金保険料を納付しておらず、厚生年金保険被保険者資格喪失時において、将来の年金受給を意図して、脱退手当金を受給しなかった特段の理由は見いだし難い。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 21 日から同年 12 月 14 日まで
年金事務所に船員保険の被保険者記録を照会したところ、A氏所有のB船舶に乗り組んでいた申立期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私が所持する船員手帳において、当該事業所に雇入れされていたことが確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が、申立期間において、A氏所有のB船舶に雇入れされていたことは認められる。

一方、申立期間当時、B船舶に乗り組んでいたとする者から、申立人は、補充員として、C都道府県のD港から一人乗り込むことになり、出港間際のことなので、船員保険の加入手続は行っていなかったと記憶している旨の証言が得られたところ、上記船員手帳の写しにより、申立人は、C都道府県のD港から乗船していたことが確認できる。

また、当時、船員保険に係る手続等を行っていたとしてE協同組合から紹介されたF社に照会したところ、船員保険組合は平成 22 年 12 月に解散し、東日本大震災の津波により、申立期間当時の資料は全て流され残されていないため、申立人の乗船記録及び船員保険の加入状況等については確認できない旨の回答が得られた。

さらに、現在、G市区町村において船舶を所有して漁業を営み、当時の事情を知る者として上記F社より紹介された者から、当時は、必ず船員保

険に加入させてから乗船させるという態勢が確立しておらず、船員保険に未加入のまま乗船していた者も大勢いた旨の証言が得られた上、申立期間当時の船舶所有者は既に他界しており、その遺族も所在不明である旨の証言があり、船舶所有者に対する照会ができなかった。

このほか、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。